令和９年１月24日執行

軽井沢町長選挙

候補者の手引

軽井沢町選挙管理委員会

まえがき

選挙は、民主政治の根幹をなすものであり、明るく公正かつ適正に行われなければなりません。そのため、立候補を予定される皆さまには、公職選挙法をはじめとする関係法令を十分にご理解いただき、これを遵守していただく必要があります。

この手引は、令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙について、立候補の手続、選挙運動の方法や期間、関係機関への届出事項など、特に確認していただきたい事項の概要をまとめたものです。なお、すべての事項を網羅するものではありませんので、実際の手続等に当たっては、関係法令も併せてご確認ください。

内容について不明な点がありましたら、軽井沢町選挙管理委員会までお問い合わせください。

軽井沢町選挙管理委員会

（電話）0267-45-8298

目次

第１　主な選挙日程 1
第２　立候補について 2
　１　立候補の手続き 2
　２　届出書類一覧 2
　３　候補者届出書等の記載例 3
　４　候補者届出書等の記載上の留意事項 3
　５　候補者届出書の添付書類 4
　６　通称認定申請 5
　７　供託 5
　８　候補者届出書（推薦届出）の場合の注意事項 6
　９　届出書類等の事前審査 7
第３　選挙運動について 8
　１　選挙運動の期間（法 129） 8
　２　選挙事務所（法 130） 8
　３　選挙運動用自動車及び拡声機（法 141） 8
　４　選挙運動用ビラ（法 142-1⑤） 9
　５　選挙運動用ポスター（法 143-1⑤、143-4） 10
　６　街頭演説（法 164 の 5～164 の 7） 11
　７　個人演説会（法 161～164 の 4） 12
　８　選挙公報 13
　９　選挙運動用通常葉書（法 142-1⑤） 13
　10　新聞広告（法 149-4） 14
　11　インターネット等による選挙運動用文書図画 14
　12　飲食物の提供（法 139） 15
第４　選挙運動の費用について 16
　１　収入、寄附、支出の定義 16
　２　選挙運動費用の制限額（法 194） 16
　３　報酬及び実費弁償の最高額（法 197 の 2） 16
　４　出納責任者（法 180～184） 17
　５　会計帳簿及びその記載要領（法 185） 18
　６　収支報告書の提出と記載要領（法 189） 22
≪参考１≫立候補届受理後交付される物件一覧表 24
≪参考２≫候補者届出書等（記載例） 25
≪参考３≫選挙運動費用収支報告書（記載例） 41

※本手引中、次の略称を使用している。

法……公職選挙法（昭和25年法律第100号）

公費負担条例…軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年軽井沢町条例第19号）

第１　主な選挙日程

事項	期日	備考
立候補手続等に関する説明会	令和８年 11月24日（火）	
立候補届出書類等の事前審査	12月23日（水）	午後１時30分から午後３時30分まで 軽井沢町役場　第３・４会議室
【告示日】 立候補の届出	令和９年 １月19日（火）	午前８時30分から午後５時まで 軽井沢町役場　第１会議室 ※締切後、町選挙管理委員会にて、選挙公報と氏名掲示紙の掲載順をくじで決定します。
期日前投票・不在者投票開始	１月20日（水）	
選挙（開票）立会人届出期限	１月21日（木）	午後５時まで ※締切後、町選挙管理委員会にて立会人をくじで決定します。
期日前投票・不在者投票終了	１月23日（土）	
投票日	１月24日（日）	投　票：午前７時から午後７時まで （22投票所）
開票日 選挙会		開　票：午後８時開始予定 選挙会：開票終了後 軽井沢町中央公民館　大講堂
当選証書付与式	１月25日（月）	午前10時30分から 軽井沢町役場　第３・４会議室
選挙運動収支報告書提出期限	２月８日（月）	選挙期日から15日以内
供託物の返還	２月９日（火） 以降	※異議申し出期間内に異議申し出がなかった場合

第２　立候補について

１　立候補の手続き

⑴　届出日時	令和９年１月19日（火） 午前８時30分から午後５時まで ※午後５時を過ぎてからの届出は受理できませんので、注意してください。 ※届出の際は、候補者(推薦届出人)の印鑑を、必ず持参してください。
⑵　届出先	ア　選挙長 市村　洋一郎 イ　立候補受付場所 軽井沢町役場　１階　第１会議室
⑶　届出方法	代理人による届出も可能ですが、郵便による届出はできません。
⑷　受付順序	ア　午前８時30分までに到着した者は、くじで決定した順序で立候補届の受付を行います。 イ　午前８時30分を過ぎて到着した者は、くじを引いたものの後に、到着順に受け付けます。

２　届出書類一覧

⑴　立候補届出の際に必要な書類は、次の表のとおりです。

本人届出の場合	**推薦による届出**の場合
□　候補者届出書（本人届出） 【様式Ａ－１】 □　供託証明書 □　宣誓書 【様式Ａ－５】 □　所属党派証明書 ※無所属の場合は不要 【様式Ａ－６】 □　戸籍謄本又は戸籍抄本 □　通称認定申請書 ※通称を使用する場合のみ 【様式Ａ－７】	□　候補者届出書（推薦届出） □　候補者推薦届出承諾書 □　推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（町の選挙人名簿への登録が必要） □　供託証明書 □　宣誓書 □　所属党派証明書 ※無所属の場合は不要 □　戸籍謄本又は戸籍抄本 □　通称認定申請書 ※通称を使用する場合のみ

⑵　立候補に伴い届出等を要する届出等

	届出等	届出の時期
1	選挙事務所設置（異動）届 【様式Ａ－８】	設置（異動）後直ちに ※立候補届出後直ちに
2	最高支出額署名書 【様式Ａ－11】	立候補届出後直ちに
3	出納責任者選任（異動）届 【様式Ａ－12】	選任（異動）後直ちに ※立候補届出後直ちに
4	選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する者の届け出 【様式Ａ－14】	立候補届出後直ちに
5	開票（選挙）立会人となるべき者の届出書及び承諾書 【様式Ａ－15、16】	１月21日（木）午後５時まで
6	選挙公報掲載申請書 【様式Ａ－17①】	１月19日（火）午後５時まで
7	個人演説会開催申出書 【様式Ａ－18】	開催日前２日まで
8	選挙会参観人報告書 【様式Ａ－19】	１月21日（木）午後５時まで
9	選挙運動用ビラ届出書 【様式Ａ－20】	立候補届出後直ちに
10	選挙運動費用収支報告	２月８日（月）まで

３　候補者届出書等の記載例

≪参考２≫候補者届出書等（記載例）のとおり

４　候補者届出書等の記載上の留意事項

⑴　記載の文字	候補者届出書等は、楷書で正確に記載してください。 数字は、算用数字（戸籍謄本又は抄本、住民票からの転記箇所を除く。）を使用してください。
⑵　候補者の氏名	戸籍謄（抄）本に記載されている氏名（戸籍名）のとおりに正確に記載して、「ひらがな」で「ふりがな」を付けてください。ただし、旧字、

	誤字、俗字で記載されている文字は、現在通用している字体に直して記載してください。 （例）榮＝栄、廣＝広、眞＝真 なお、通称を使用する場合にも、候補者届出書の「氏名」は戸籍名で記載してください。
⑶　性別	「男」又は「女」と記載してください。
⑷　本籍	戸籍謄本又は抄本に記載されているとおりに記入してください。
⑸　住所	住民票の住所の記載のとおり、都道府県名から正確に記入してください。（本籍と同じであっても、略さずに記入してください。） 番地等は、棒で略さないでください。
⑹　生年月日	大正、昭和、平成の年号から記載し、満年齢は選挙期日（１月24日）現在で記載してください。
⑺　党派	いずれの政党にも属さない人は「無所属」と記載してください。
⑻　職業、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名	職業は、なるべく具体的に記入し、兼業（職）が禁止されている職にある者については、その職名を記載してください。 （例）株式会社○○社長、株式会社○○社員、社会福祉法人○○職員　等
⑼　一のウェブサイト等のアドレス	選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載してください。なお、利用予定がない場合には何も記入しないでください。

5　候補者届出書の添付書類

⑴　供託証明書	供託が受理され、かつ、供託物が受け入れられていることの両事実が証明されているものです。正本を提出してください。
⑵　宣誓書	候補者となろうとする者が、次の要件を満たしていることを誓う旨の文書です。 ア　被選挙権があること イ　他の選挙に立候補していないこと ウ　連座制の適用による当該選挙区での立候補制限が科せられていないこと

	※虚偽の宣誓をした場合は罰せられます。
⑶　所属党派証明書	政党その他の政治団体に所属する候補者に対し、それぞれの機関で発行するものです。（無所属の者は、必要ありません。）
⑷　戸籍の謄本	候補者本人の戸籍の謄本又は抄本を添付してください。

6　通称認定申請

⑴　通称認定	戸籍簿に記載された氏名以外の通称を有し、それが広く通用している場合に選挙において使用される次の文書等において、戸籍名（本名）に代えて、「通称」が記載又は使用されることを求めようとするものです。 ア　立候補届出の告示 イ　新聞広告 ウ　選挙公報 エ　投票記載所の氏名等の掲示 オ　期日前投票所の氏名等の掲示
⑵　申請	ア　通称認定を申請する場合は、立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません。その際、通称が戸籍名（本名）に代えて、広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証する資料（葉書、名刺、著書、その他その者の呼称として通用している実績を示すに足りる資料）を提示しなければなりません イ　戸籍名として用いられている漢字をかな書としたい場合、旧姓を使用したい場合、戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字であるのでこれを常用漢字にあてて記載したい場合も、通称認定申請書の提出が必要ですが、これらの場合は、これを証する資料の提示は必要ありません。

7　供託

⑴　供託者	立候補の届出をする者でなければできません。 ・本人届出　候補者となろうとする者の名義 ・推薦届出　推薦届出者の名義（※推薦人が複数の場合はその中の１人） ※供託者氏名は、戸籍名を記載します。

	※供託は選挙期日の告示前でもすることができます。
⑵　供託先	長野地方法務局佐久支局 （住所）佐久市猿久保890-4 （電話）0267-67-2272
⑶　供託金	金50万円
⑷　供託の方法	供託書に50万円の現金（又は額面50万の国債証書）を添えて供託してください。現金で供託される方は、供託書と払込書が渡されますので、日本銀行上田代理店（八十二長野銀行上田支店）で入金してください。 ※供託の手続は、オンラインによって申請することもできます。詳しくは、別冊資料選挙供託についてを確認いただくとともに、不明な点等は長野地方法務局佐久支局にお問い合わせください。
⑸　供託物の返還	選挙結果の確定後、選挙長が「供託原因消滅証明書」を発行し、立候補届の際に預かっている「供託証明書」とともに返却します。 選挙に関する異議申し出がなされた場合は、選挙の確定まで時間を要する場合があります。 時期が近付きましたら町選挙管理委員会からご案内いたします。 法務局のホームページで提供されている「供託金払渡請求書」にこれらの書類を添えて長野地方法務局佐久支局の窓口へ提出し、供託物の返還を受けてください。

8　候補者届出書（推薦届出）の場合の注意事項

候補者推薦届出（他人を候補者にしようとする者が届け出る）の場合も候補者となろうとする者が自ら届け出る（本人届出）場合と大差はありませんが、届出書の様式が異なりますから注意してください。添付書類は自ら届け出る場合のほかに次の書類が必要です。

ア　候補者推薦届出承諾書

候補者となる者が推薦届出されることを承諾したことを証明する書類です。

イ　選挙人名簿登録証明書

推薦届出人が選挙人名簿に登録されている旨の証明書です。なお、推薦届出人は、軽井沢町内の選挙人名簿に登録されている者に限られます。資格のない者が推薦人となった届出は効力がありません。

9　届出書類等の事前審査

⑴　日時	令和８年12月23日（水） 午後１時30分から午後３時30分まで あらかじめお電話でご予約ください。 （電話）0267-45-8298
⑵　場所	軽井沢町役場２階　第３・４会議室
⑶　持ち物	ア　「２　届出書類一覧」のうち、必要となる書類（記入済の書類） イ　各種書類に押印した印鑑等 ウ　「選挙公報の掲載文原稿」についても、事前に印刷状態を確認し、擦れ等があった場合には、必要に応じて修正していただきますので、事前審査時にお持ちいただくよう御協力をお願いします。 エ　「手続が完了した供託証明書」、「選挙公営に伴う各種契約書の写し」、「ポスター及びビラの見本」についても、事前審査時にお持ちいただくよう御協力をお願いします。

第３　選挙運動について

１　選挙運動の期間（法129）

選挙運動は、立候補届が有効に受理され、候補者となったときから選挙期日の前日である１月23日(土)まで行うことができます。

ただし、次の選挙運動は選挙の当日でも例外的に認められています。

⑴　投票所を設けた場所の入口から300ｍ以外の区域に選挙事務所を設置すること。（法132）

⑵　選挙事務所を表示するために、その場所にポスター、立札及び看板の類を通じて３個以内、ちょうちん類１個を掲示すること。（法143-5）

⑶　公営ポスター掲示場に掲示された選挙運動用ポスターを掲示したままにしておくこと。（法143-6）

⑷　ウェブサイト等を利用する方法により選挙の前日までに頒布された選挙運動用文書図画を受信者の通信端末機器の映像画面に表示させることができる状態に置いたままにしておくこと。（法142の３②）

２　選挙事務所（法130）

⑴　選挙事務所の設置及び異動

選挙事務所は１候補者につき１箇所、立候補届出をした時から設置することができます。選挙の当日においても設置しておくことができますが、投票所を設けた場所の入口から300ｍ内に設置している場合には、前日までに閉鎖しなければなりません。

なお、選挙事務所（１箇所）のほかは、選挙運動員の集合所、休憩所、連絡所等選挙事務所に類似した施設は、いかなる名称をもってしても設置することはできません。選挙事務所の移動は、１日につき１回に限られます。廃止に伴う新設も「移動」に含まれます。移動した場合は、直ちに選挙事務所異動届を提出してください。

⑵　選挙事務所の設置者

選挙事務所を設置することのできる者は、候補者又は候補者の推薦届出者であり、推薦届出者が設置する場合は候補者の承諾書及び推薦届出者が２人以上の場合には、その代表者である旨の証明書を届出書に添付しなければなりません。

⑶　選挙事務所の表示

選挙事務所に掲示することのできる文書図画は、選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板の類（縦350cm、横100cm以内）を通じて３個以内とちょうちん１個（高さ85cm、直径45cm以内）に限られています。

３　選挙運動用自動車及び拡声機（法141）

⑴　選挙運動用自動車の規格及び台数（法141-1･6）

選挙運動用自動車は、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限ります。使用台数は、１台です。

※自動車車体に立札、看板（縦273cm、横73cm以内）を掲示する場合は、その取付方法によっては、出発地の警察署長の許可が必要となりますので、出発地を管轄する警察署と事前に相談してください。

⑵　拡声機（法141-1）

拡声機（携帯用のものも含みます。）は一揃（ただし、個人演説会場において開催中使用する場合は別に一揃（表示板は不要））使用することができます。

⑶　表示板（法141-5）

選挙運動用自動車及び拡声機には、町選挙管理委員会の交付する表示板を付さなければなりません。自動車にあってはその前面等見やすい箇所に、拡声機にあっては送話口の下部等外部から見やすい箇所に、その使用中、常時掲示しなければなりません。

※表示板は、選挙期日後、直ちに町選挙管理委員会へ返却してください。

⑷　車上での選挙運動（法141の３）

走行中の選挙運動用自動車上では選挙運動ができません。しかし、停止している場合は、車上で演説ができます。なお、午前８時から午後８時までの間は、走行中の選挙運動用自動車上で連呼行為ができます。

連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。（法140の2-2）

⑸　自動車の乗車制限（法141の２）

選挙運動用自動車に乗車できる者は、候補者及び運転手１人のほか選挙運動員４人に制限されています。また、この４人の者は町選挙管理委員会が交付する乗車乗船章（乗車用腕章）を着けなければなりません。（法164-2）

⑹　自動車使用の公費負担（法 141-8、公費負担条例２、４）

選挙運動用自動車の借入料、運転手（１人）の雇用料及び燃料代は、公費負担（負担限度額あり）の対象となります。 ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

詳しくは、別冊資料選挙公営のしおりを参照してください。

４　選挙運動用ビラ（法142-1⑤）

⑴　規格ビラの大きさは、縦29.7cm、横21cm（Ａ４版）を超えてはなりません。

⑵　記載内容

ビラの表面には頒布責任者及び印刷者両方の住所、氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を、記載又は印刷しなければなりません。 その他の記載内容には制限がありませんが、虚偽事項、利害誘導の罰則に触れるようなことは書けません。

⑶　使用枚数

候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、２種類以内で、その限度枚数はあわせて5,000枚です。

⑷　頒布方法

選挙運動用ビラには、町選挙管理委員会の交付する証紙（縦16㎜×横20㎜）を貼らなければなりません。また、頒布方法は、次の方法に限られています。

ア　新聞折込みによる頒布

イ　当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

⑸　ビラの頒布開始日

選挙運動用ビラを頒布することができるのは、１月19日(火)に立候補届出が受理された後からです。

⑹　ビラ作成の公費負担（法142-11、公費負担条例６）

候補者は、ビラを一定限度額の範囲内で公費負担によって作成することができます。ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

なお、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

詳しくは、別冊資料選挙公営のしおりを参照してください。

５　選挙運動用ポスター（法143-1⑤、143-4）

⑴　規格（法144-4）

ポスターの大きさは、縦42cm、横40cmを超えてはなりません。

⑵　記載内容（法144-5、法144の2の2）

ポスターの表面に記載しなければならない事項は次のとおりです。

ア　当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名

イ　掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所

⑶　記載禁止事項

ポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝など品位を損なう内容を記載してはなりません。

⑷　ポスターにおける営業宣伝に係る罰則

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処せられます。

⑸　ポスターの掲示箇所

ポスターは、町選挙管理委員会が設置した「ポスター掲示場」以外には掲示できません。ポスターを掲示する場合は、立候補の届出の順序と同一の番号を表示したポスター掲示場の掲示区画に、１枚だけ掲示してください。

⑹　ポスター掲示場の設置場所情報の提供

別冊資料ポスター掲示場位置図のとおり

⑺　ポスターの使用枚数

前述のとおり、ポスター掲示場以外の場所には掲示できませんので、使用できる枚数はポスター掲示場の数だけです。

⑻　ポスターの掲示開始日

ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、１月19日(火)の立候補届出が受理された後からです。

⑼　ポスター作成の公費負担（法143-15、公費負担条例９）

候補者は、ポスターを一定限度額の範囲内で公費負担によって作成することができます。ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。供託金没収とならない候補者であっても、限度額を超える経費は自己負担となります。

ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

詳しくは、別冊資料選挙公営のしおりを参照してください。

６　街頭演説（法164の5～164の7）

街頭、広場、空き地等で多数の人に向かって行う選挙運動のための演説です。

⑴　街頭演説は、立候補届出の際に町選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、演説者がその場所にとどまって（又は停止している選挙運動用自動車の車上）行う必要があります。

⑵　街頭演説を行うことができる時間

街頭演説は、午前８時から午後８時までの間でなければ行うことができません。また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。

⑶　街頭演説の選挙運動員等の制限

街頭演説に従事する者は、候補者１人につき15人（選挙運動員11人・車上運動員４人）を超えてはなりません（候補者、選挙運動用自動車の運転手は含まない。）。また、立候補の時に町選挙管理委員会から交付される選挙運動員章（腕章）を着用しなければなりません。

※町選挙管理委員会から交付される腕章の数

・選挙運動員章　11枚

・乗車・乗船章　４枚

⑷　その他

標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに町選挙管理委員会へ返却してください。

7　個人演説会（法161～164の4）

⑴　個人演説会開催のため使用できる公営施設

学校、公民館など町選挙管理委員会が指定する施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができます。

会場使用料は公営施設の場合は、同一施設につき１回は無料で、２回目からは一定の料金を支払わなければなりません。

⑵　演説のできる者

個人演説会では候補者はもちろん、候補者以外の者も演説することができます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用することもできます。

⑶　開催時間

公営施設使用の場合は、１回について５時間を超えることができません。公営施設以外の私施設を使用する場合は時間の制限はありません。

⑷　開催申出

個人演説会を開催することのできる者は候補者に限ります。公営施設使用の個人演説会の開催申出は、個人演説会開催申出書により開催すべき日前２日までに町選挙管理委員会に申し出てください。なお、公営施設以外を使用しての個人演説会は町選挙管理委員会に届出をする必要はありません。

⑸　個人演説会開催において使用することのできる文書図画（法143-8、9、10）

演説会場では演説会の開催中、会場外に掲示するものについては、ポスター、立札、看板の類（いずれも縦273cm、横73cm以内）を通じて

２個、その他についてはちょうちん１個（高さ85cm、直径45cm以内、ただし、会場内で使用した場合は、会場外では使用できない）に限り使用することができますが、演説会終了後直ちに撤去しなければなりません。

※この看板類には掲示責任者の住所、氏名を記載することになっています。

8　選挙公報

選挙公報掲載申請は、１月19日（火）午後５時までに町選挙管理委員会にしてください。なお、この日時以後においては、申請があっても受理できませんのでご注意ください。

詳しくは、別冊資料選挙公報のしおりを参照してください。

9　選挙運動用通常葉書（法142-1⑤）

⑴　葉書の受領（無料）

候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、候補者１人につき2,500枚であり、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間に頒布することができます。この葉書を受領するには、日本郵便(株)佐久郵便局に立候補届出の際、選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書（以下「証明書」という。）」を提示する必要があります。この通常葉書は一括又は分割にて受領することができます。その際、受領書を提出していただきますので、候補者の印鑑を持参してください。

⑵　私製葉書等の使用

手持ちの郵便葉書又は私製葉書を使用するときは、証明書を添えて日本郵便(株)佐久郵便局に提出して選挙用である旨の表示を受けなければなりません。なお、手持ちの郵便葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんのでご注意ください。私製葉書には料金別納、料金計器別納や料金後納の表示のないものを御使用ください。また、私製葉書には、郵便切手をはりつけないようご注意ください。

⑶　差し出し方

選挙運動用通常葉書を差し出すときは、「選挙運動用通常葉書差出票（以下「差出票」という。）」を添えて必ず日本郵便(株)佐久郵便局の窓口に差し出してください。ポストには投函しないようにしてください。なお、差出票１枚につき差し出すことができる選挙運動用通常葉書は200枚までです。201枚以上を差し出す場合は、200枚ごとに１枚の差出票が必要です。

⑷　その他

ア　選挙運動用通常葉書の受領、手持ちの郵便葉書及び私製葉書に表示を受ける場合は、配達事務取扱郵便局において相当の時間を要し、

注意事項もあると思われますので、事前に日本郵便(株)佐久郵便局と御相談ください。

イ　受取人の住所及び氏名の記載が不明のため配達不能になったり、投票日間近になって差し出したため、投票日若しくは投票日を過ぎて配達されるというようなことのないよう特に注意してください。

10　新聞広告（法 149-4）

⑴　候補者は選挙運動の期間中（立候補届出をしたときから１月23日(土)までの間で）いずれかの新聞に２回に限り自己の選挙運動のために広告をすることができます。ただし、広告料は候補者負担（有料）となります。

⑵　広告の規格は横9.6cm、縦２段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。

⑶　候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません。

⑷　新聞広告をするには、立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」に掲載原稿を添えて、希望する新聞社に申し込むことになっています。

11　インターネット等による選挙運動用文書図画

インターネット等による選挙運動用の文書図画の頒布には次の２種類の方法があります。

⑴　ウェブサイト等の利用

有権者、候補者、政党等は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック等のＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動（文書図画の頒布）ができます。なお、選挙運動用ウェブサイト等には、選挙運動を行う者の電子メールアドレス等の表示が義務付けられています。

⑵　電子メールの利用

候補者は、電子メール(ＳＭＴＰ方式及び電話番号方式（ショートメールサービス）)を利用した選挙運動（文書図画の頒布）ができます。なお、電子メールの送信先（受信者）は「自らアドレスを通知し、且つ受信に同意した相手」でなければならない等一定の条件があり、その他、電子メール送信者には、「氏名、電子メールアドレス等の表示」、「一定の記録（電子メール送信先に関する情報（条件を満たしている旨）等）の保存」が義務付けられています。

⑶　その他禁止事項

・ウェブサイト等及び電子メールによる選挙運動用文書図画においても虚偽事項や利益誘導の罰則に触れるようなことは掲載できません。

また、悪質な誹謗中傷やなりすましに対しても罰則が規定されています。

・ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書図画であっても、それを紙に印刷して頒布することはできません。

※インターネット選挙運動の解禁に関する情報（総務省 HP）
（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html）

12　飲食物の提供（法 139）

選挙運動のための飲食物の提供は原則として禁止されていますが、次のような除外例があります。

⑴　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供

⑵　選挙事務所での弁当の提供

ア　立候補届出後から１月23日(土)までの間

イ　選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者(※)に対して

ウ　弁当は、１食1,500円以内とし、１日１人4,500円を超えない範囲

エ　数量は候補者１人当り45食に選挙運動の期間（５日）を乗じた数量（225食分）となります。

※選挙運動のために使用する労務者に対し弁当を提供した場合、報酬は支給した弁当の実費額を差し引いて支給しなければなりません。

第４　選挙運動の費用について

１　収入、寄附、支出の定義

選挙運動に関する収入、寄附及び支出の意義は、社会一般に使用される場合よりも広いものであることに注意してください。

収入	金銭のみならず、物品その他の財産上の利益（経済価値のあるもの）の収受（その収受の承諾又は約束を含む。）をいう。 自己資金は、「その他の収入」として扱います。
寄附	金銭のみならず、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。ただし、党費、会費等義務として支出すべきもの及び売買代金の支払、契約に基づく物品の納入等債務の履行としてみなされるものは寄附にあたらない。
支出	金銭のみならず、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

２　選挙運動費用の制限額（法194）

制限額

130万円（固定額）＋告示日の選挙人名簿登録者数×110円（人数割額）

※100円未満の端数があるときは、その端数は、100円とする。

※（参考）前回選挙時　3,234,400円

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選が無効となります。

制限額は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録を行うことによって決まります。告示日に告示するとともに、立候補届受付会場にてお知らせします。

３　報酬及び実費弁償の最高額（法197の2）

⑴　報酬及び実費弁償を支給できる者

ア　選挙運動に従事する者

選挙運動に従事する者に報酬を支給することはできませんが、交通費などの実費弁償を支給することはできます。ただし、あらかじめ届出をした事務員や車上運動員等については、報酬を支給することもできます。

イ　選挙運動のために使用する労務者

選挙運動のために使用する労務者には、報酬及び実費弁償を支給することができます。ただし、弁当料及び茶菓料については、報酬に含まれるため支給することはできません。

⑵　報酬の最高額

	選挙運動に従事する者			選挙運動のために使用する労務者
	選挙運動員	報酬を支給する者 ※１日９人以内、届出が必要		
		選挙事務員	車上運動員 手話通訳者 要約筆記者	
報酬	支給できない	１人１日 15,000円	１人１日 20,000円	基本日額 10,000円 超過勤務手当 １日につき日額の ５割以内

⑶　実費弁償の最高額

	選挙運動に従事する者			選挙運動のために使用する労務者
	選挙運動員	報酬を支給する者 （届出が必要）		
		選挙事務員	車上運動員 手話通訳者 要約筆記者	
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額			
宿泊料	１夜につき23,000円 ※食事料２食分を含む。			１夜につき 20,000円 ※食事料を除く。
弁当料	１食につき1,500円、１日につき4,500円			支給できない
茶菓料	１日につき1,000円			支給できない

４　出納責任者（法180～184）

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人であり、候補者が選挙運動のために使うことのできる費用は、原則として出納責任者でなければ支出することができません。

⑴　出納責任者の選任及び届出等

ア　出納責任者の選任には次の方法があります。

㋐　候補者が選任する場合

㋑　候補者自ら出納責任者となる場合

㋒　推薦届出者が選任する場合（推薦届出者が２人以上である場合はその代表者が候補者の承諾を得て選任。）

㋓　推薦届出者が自ら出納責任者となる場合（候補者の承諾が必要。）

イ　立候補の届出と同時に出納責任者選任届を町選挙管理委員会に提出してください。また、異動があった場合も、町選挙管理委員会に届け出てください。届け出る場合、推薦届出の場合には候補者の承諾書（さらに推薦人２人以上の場合はその代表者である旨の証明書）を添付する必要があります。

ウ　出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければなりません。

エ　出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、受けた日から７日以内に寄附した者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

⑵　領収書等の徴収及び送付（法188）

出納責任者や候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変、郵便切手や電車及びバスの切符の購入の場合等、社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しなくてもよいことになっています。候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、領収書等を徴収したら直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

５　会計帳簿及びその記載要領（法185）

出納責任者は会計帳簿を作成して備え、選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。選挙後に町選挙管理委員会に提出する収支報告書はこの会計帳簿にしたがって作成することになります。

出納責任者は、この会計帳簿及び領収書等を収支報告書提出の日から３年間保存しなければなりません。

⑴　収入簿の記入方法

【収入簿の様式及び記載例】

月　日	金額又は見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月○日	円 50,000	寄附	軽井沢町 大字●●○○番地	浅間七子	無職	選挙事務所借上料 10,000円×5日	無償提供
（略）							
合計	2,500,000						

ア　収入簿に記載すべき事項は選挙運動に関する寄附その他の収入の全部であり、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

イ　種別欄は、寄附金（金銭によるもの）、寄附（金銭によらないもの）、その他の収入（自己資金）に分けて記載します。

ウ　選挙事務所を無償で提供されたり、本来支払うべき日当の支払をせずに労力奉仕をしてもらったり、又は物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入支出は行われておりませんが、時価に見積った金額を記載しなければなりません。この場合、「金額又は見積額」欄に見積った金額を記載し、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその根拠となるべき事項、例えば提供を受けた物品名、員数、見積の根拠等を記載し、「備考」欄に「無償提供」と記載します。なお、選挙事務所や労務の提供を受けたときは、あわせて支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。無償供与を受けた物品は、使用したときに支出簿に計上します。

エ　候補者の自己支出も収入簿に記入し、「種別」欄には「その他の収入」と記入し、「備考」欄には「自己資金」と記入してください。「寄附をした者」の欄は記入不要です。

オ　寄附の中で金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載し、更にこの約束の履行の「有無」とその「年月日」を備考欄に記載しなければなりません。

カ　寄附をした者が政治団体である場合の「職業」欄には「政治団体」と記載することになります。なお、企業や労働組合等からの寄附は禁止されています。

⑵　支出簿の記入方法

ア　支出簿は「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」とに分類し、人件費など10項目を設けて、それぞれ

の費目ごとに記載することとされています。例えば人件費の場合、労務者報酬及び選挙運動のために使用する事務員、車上運動員等に対する報酬について、人件費で一つにまとめて日を追って記載していきます。

イ　次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出とみなされませんので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。

㈠　立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者がなした支出又はその者と意思を通じてなした支出以外のもの

㈡　立候補の届出があった後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じてなした支出以外のもの

㈢　候補者が乗用する車賃、船賃

㈣　選挙の期日後の残務整理に要した支出

㈤　選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税、手数料

㈥　選挙運動に使用する自動車及び船舶の使用のために要した支出

㈦　供託金

【支出簿の様式及び記載例】

月　日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備　考
	金銭支出	金銭以外の支出	合　計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
家屋費										
○月○日		50,000	50,000	選挙事務所借上料	軽井沢町大字○○●●番地	浅間七子	無職	1日 10,000円×5日	出納責任者	無償提供
（略）										
合計	50,000	300,000	350,000							

ウ　支出簿の項目の費目の分類について

㈠　人件費　選挙運動のために使用する労務者への報酬及び事前に届出を行った事務員、車上運動員等への報酬です。

※選挙運動用自動車の運転手の雇用料は、記載する必要はありません。

㈠　家屋費　選挙事務所費　事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上料及び電話の架設費等が含まれます。

集合会場費　主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等の備品の借上料が含まれます。

㈡　通信費　事務連絡用の電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。

㈢　交通費　選挙運動員、事務員、労務者の船車賃の実費弁償です。友人等が好意的に無料で乗物に乗せてくれた場合にも、時価に換算して費用の中に計上します。

※前述のとおり選挙運動用自動車・船舶を使用するために要した支出（借上料・ガソリン代等）は選挙運動に関する支出とはみなされません。

㈣　印刷費　選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び選挙運動用通常葉書の印刷費が主なものです。

※ポスター及びビラの作成費用は公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

㈤　広告費　新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

㈥　文具費　紙、筆記用具、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

㈦　食糧費　選挙運動員及び労務者に法律で認められた範囲で出す弁当料及び茶菓料のほか、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用です。労務者に対して弁当を提供したときは、報酬はその弁当料を差し引き支給することになります。

㈧　休泊費　休憩及び宿泊に要した費用です。

㈨　雑費　その他光熱水費等です。

エ　支出も収入と同様、金銭の支出のみを意味せず、無償で選挙事務所を借りたり、無償で労務の提供を受けた場合にも時価に見積った金額を「金銭以外の支出」の欄に記載することとなります。この場合には「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に「１日20,000円×14日」等と記載し、「支出の目的」欄に「選挙事務所借上料」等と記載し、「備考」欄に「無償提供」と記載することとなります。

オ　「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者及びその他の者の支出の別を記載します。

6　収支報告書の提出と記載要領（法189）

⑴　選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要なことであり義務事項です。また、収支報告書の要旨は公表されます。

⑵　出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは交付した報告書用紙中に刷り込んでありますので、署名又は記名・押印をして提出することになります。

⑶　収支報告書に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上記入しなければなりません。無償提供であっても収支に計上が必要です。
≪参考３≫選挙運動費用収支報告書（記載例）のとおり

ア　選挙期日の告示の日（１月19日）前になされた寄附及びその他の収入並びに支出

イ　選挙期日の告示から選挙期日（１月24日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

ウ　選挙期日後収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

エ　前記ア～ウの収支報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出

⑷　収支報告書は会計帳簿にしたがって作成し、次により精算して町選挙管理委員会に提出しなければなりません。

ア　第１回分の収支報告は、選挙期日から15日以内（令和９年２月８日（月）まで）

イ　第１回分の報告を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その収入又は支出の日から７日以内（随時提出）

⑸　報告書用紙は町選挙管理委員会が交付したものを使用し、１部提出してください。用紙等が不足したときは、町選挙管理委員会に申し出て受領してください。なお、記載すべき事項が全て記載されていれば、パソコン等で作成し印刷したもので差し支えありません。

⑹　収支報告書の記載要領

ア　収入の部

⑺　会計帳簿における収入簿記載の方法とおおむね同様です。種別欄は、寄附金（金銭によるもの）、寄附（金銭によらないもの）、その他の収入（自己資金）に分けて記載します。

⑴　１件10,000円を超える収入については、各件ごとに記載してください。１件10,000円以下のものについては、種別ごとに、各収入日における合計額をまとめて記載してください。

⑵　課税上の優遇措置を受けようとする場合には、１件10,000円以下の寄附についてもそれぞれ別個に記載してください。

イ　支出の部

支出の部についても支出簿からの転記となりますが、支出簿において分類した各費目（人件費など10項目）別に「月日」欄に日を追って記載します。「支出の目的」欄には、「はがき印刷」又は「新聞広告」等と記載します。「区分」欄には「立候補準備」又は「選挙運動」とその区分を記載します。

⑺　領収書等の写しの添付

ア　収支報告書には支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。

イ　領収書等の写しの添付については、できる限り収支報告書の記載順に合わせて整えていただくようお願いします。

ウ　選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成費が全額公費負担で賄われるときは、領収書の写しは不要です。ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合は、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。

エ　領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にその事情等の必要事項を記載し提出してください。

オ　銀行振込等により支出し振込明細書がある場合は、「振込明細書に係る支出目的書」に記載し、振込明細書の写しを添付してください。

≪参考１≫立候補届受理後交付される物件一覧表

1　標旗	（選挙期日後返却）	１流
2　腕章 ⑴　乗車用腕章 ⑵　選挙運動員用腕章		 ４枚 11枚
3　表示板 ⑴　自動車用 ⑵　拡声機用		 １枚 １枚
4　新聞広告掲載証明書		２通
5　選挙運動用通常葉書使用証明書		１通
6　選挙運動用通常葉書受領証		１通
7　選挙運動用通常葉書差出票		25通
8　選挙運動用ビラ証紙交付票		１通
9　選挙運動用ビラ証紙		5,000枚

≪参考２≫候補者届出書等（記載例）

（様式Ａ－１）

軽井沢町長選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	かるいざわ　たろう 軽井沢　太郎	性別	男
本籍 （都道府県名から）	●●県▲▲市■■番地		
住所 （都道府県名から）	長野県北佐久郡軽井沢町大字▲▲■■番地●●		
生年月日	昭和●● 年 ●● 月 ●● 日（満●●歳）		
党派	無所属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.town.karuizawataro.jp		
選挙	令和９年１月24日執行　軽井沢町		
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	１　供託証明書 ２　宣誓書 ~~３　所属党派（政治団体）証明書~~ ４　戸籍の謄本又は抄本		

戸籍と同じ

番地等は横棒で略さない
（誤）～大字▲▲■■－●●
（正）～大字▲▲■■番地●●

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを記載することがで

印

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和９年１月19日

氏　名　軽井沢　太郎

自署

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

（様式Ａ－５）

宣　　誓　　書

私は、公職選挙法第86条の８第１項、第87条第１項、第251条の２又は第251条の３の規定により令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和９年１月19日

住　所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字▲▲■■番地●●*

氏　名　*軽井沢　太郎*

自署

（様式Ａ－６）　※この証明書は無所属の場合は不要です。

所　属　党　派　証　明　書

党などで出している様式でも可

住　所　長野県北佐久郡軽井沢町
大字▲▲■■番地●●

氏　名　軽井沢　太郎

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和　9　年　1　月　〇　日

■■　党（政治団体名）

代表者　●●　■■　　印

（様式Ａ－７）

通　称　認　定　申　請　書

ふりがな 候　補　者 （戸籍名）	かるいざわ　たろう 軽井沢　太郎
ふりがな 呼　　称	かるいざわ 軽井沢　たろう

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において、公職選挙法施行令第89条第５項において準用する第88条第８項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和９年１月19日

住　所　長野県北佐久郡軽井沢町
大字▲▲■■番地●●

氏　名　軽井沢　太郎　自署

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

（様式Ａ－８）

選挙事務所設置（異動）届

令和９年 *1* 月 *19*日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

本人届出の場合

候補者氏名　　*軽井沢　太郎*
（推薦届出者）

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙における選挙事務所を以下のとおり設置（異動）しました。

1	選挙事務所所在地	長野県北佐久郡軽井沢町 *大字■■○○番地△△*
	建物の名称	*浅間ビル○階*
	電話番号	●●●－●●●●－●●●●
2	旧選挙事務所所在地	※長野県北佐久郡軽井沢町
3	設置（異動）年月日	令和　*9*　年　*1*　月　*19*　日
4	候補者氏名	*軽井沢　太郎*

（備考）　１　推薦届出者が設置（異動）した場合は、選挙事務所設置（異動）承諾書（様式Ａ－９）を添付すること。
２　推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書（様式Ａ－10）を添付すること。
３　※欄は、異動のときだけ記入すること。

（様式Ａ－11）

最 高 支 出 額 署 名 書

令和９年１月19日

選　任　者　*軽井沢　太郎*

出納責任者　*長野　花子*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙における、

候補者　*軽井沢　太郎*　の出納責任者が支出することのできる最高金額は、下記のとおりとする。

記

金　　円

事前審査時には、記入不要
立候補届出提出時（1/19）に

（様式Ａ－12）

出納責任者選任（異動）届

令和９年１月19日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

住　所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字▲▲■■番地●●*

氏　名　*軽井沢　太郎*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙の出納責任者を下記のとおり選任（異動）しましたので届け出ます。

記

１　候補者氏名　*軽井沢　太郎*

２　出納責任者

⑴　氏　名　*長野　花子*

⑵　住　所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字●●▲▲番地■■*

⑶　職　業　*会社員*

⑷　生年月日　*昭和〇〇*　年　*□□*　月　*△△*　日生

３　選任年月日　令和　*9*　年　*1*　月　*19*　日

（様式Ａ－14）

届　　出　　書

公職選挙法第197条の２第２項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和９年１月　19　日

候補者氏名　軽井沢　太郎

軽井沢町長選挙　選挙長　市村　洋一郎　様

	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
1	浅間　一郎	○×県○×郡×○町1番地×○	61	男	事務員	令和９年1月19日から 令和９年1月23日まで	
2	浅間　二郎	○×県○×郡×○町2番地×○	62	男	事務員	〃	
3	浅間　三郎	○×県○×郡×○町3番地×○	63	男	事務員	〃	
4	浅間　四郎	○×県○×郡×○町4番地×○	64	男	車上運動員	〃	
5	浅間　五郎	○×県○×郡×○町5番地×○	65	男	車上運動員	〃	
6	浅間　六子	○×県○×郡×○町6番地×○	66	女	事務員	〃	
7	浅間　七子	○×県○×郡×○町7番地×○	67	女	事務員	〃	
8	浅間　八子	○×県○×郡×○町8番地×○	68	女	事務員	〃	
9	浅間　九子	○×県○×郡×○町9番地×○	69	女	車上運動員	〃	

（備考）　１　『使用する者の別』欄　選挙運動のために使用する事務員.....「事務員」

専ら選挙運動用自動車等での選挙運動のために使用する者...「車上運動員」

専ら手話通訳のために使用する者.....「手話通訳者」

専ら要約筆記のために使用する者.....「要約筆記者」

２　『備考』欄　既に届け出た者の代わりに異なる者を届け出ようとする場合は、その旨を記載してください。

（様式Ａ－15）

開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住　　所	軽井沢町　大字■■〇×番地▲▲
氏　　名	浅間　一郎
生　年　月　日	昭和〇〇　年　××　月　△△　日
電　話　番　号	●●●－●●●●－●●●●
選　　挙	令和９年１月24日執行　軽井沢町長選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届け出ます。

令和９年１月●日

候補者氏名　　軽井沢　太郎

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

（様式Ａ－16）

承　　諾　　書

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙における開票（選挙）立会人となるべきことを承諾します。

令和９年１月●日

住　所　*軽井沢町大字■■〇×番地▲▲*

氏　名　*浅間　一郎*

候補者　*軽井沢　太郎*　様

（様式Ａ－17①）
様式第１号（第２条関係）

選挙公報掲載申請書

令和９年１月19日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

候補者氏名　*軽井沢　太郎*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙の選挙公報に別添の掲載文を掲載してください。

１　掲載文　別添のとおり

２　写真　別添のとおり

３　連絡場所等　住所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字■■○○番地△△軽井沢太郎事務所*

電話番号　●●●－●●●●－●●●●

（備考）　電磁的記録によらない掲載文及び写真を添付する場合は、掲載文２通及び写真２葉を添付してください。

（様式Ａ－17②）
様式第２号（第６条関係）

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書

令和９年１月　●　日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

候補者氏名　*軽井沢　太郎*

令和９年１月19日に申請した令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙の選挙公報の掲載文を下記理由により撤回（別添のとおり修正）したいので申請します。

理由　*文字の誤植があったため*

（修正の場合）新たな掲載文　別添のとおり

（備考）　電磁的記録によらない掲載文及び写真を添付する場合は、掲載文２通及び写真２葉を添付してください。

（様式Ａ－18）

個人演説会開催申出書

令和９年１月●日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

候補者　住　　所　軽井沢町大字▲▲
■■番地●●

電話番号　●●●－●●●●－●●●●

氏　　名　軽井沢　太郎

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙につき、下記のとおり個人演説会を開催したいから申し出ます。

開催日時	18 時 00 分から 令和９年１月〇〇日 21 時 00 分まで
使用する施設の名称	〇〇××△△
当該選挙においてすでにこの施設を使用した日時	

（様式Ａ－19）

選挙会参観人報告書

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙選挙会に下記の者が参観します。

令和９年１月●日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

候補者氏名　*軽井沢　太郎*

（推薦者氏名）

記

氏　名	性別	住　所
浅間　一郎	*男*	*軽井沢町大字■■〇×番地▲▲*
浅間　二郎	*男*	*軽井沢町大字■■〇×番地▲▲*
浅間　三郎	*男*	*軽井沢町大字■■〇×番地▲▲*

（様式Ａ－20）

選 挙 運 動 用 ビ ラ 届 出 書

令和９年１月●日

軽井沢町長選挙

選挙長　市村　洋一郎　様

候補者氏名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において頒布する選挙運動のために使用するビラを下記のとおり届け出ます。

記

ビラの種類		種類
頒布責任者	住所	軽井沢町大字■■○○番地
	氏名	軽井沢　太郎
	電話番号	●●●－●●●●－●●●●
印刷者	住所	軽井沢町大字■■○△番地
	氏名 （法人の場合は名称）	○□印刷株式会社

（備考）　１　届け出る選挙運動用ビラは、２種類以内です。
　　２　２種類ある場合には、それぞれ２枚を添付してください。

≪参考３≫選挙運動費用収支報告書（記載例）

選挙運動費用収支報告書

1　令和９年１月２４日執行　　軽井沢町長選挙

2　公職の候補者　住　　所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字〇〇△△番地□□*

　　氏　　名　*軽井沢　太郎*

3　令和〇年〇月〇日　から

　　令和〇年〇月〇日　まで　（第１回分）

4　収入の部

月　日	金額又は見積額（円）	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
〇月〇日	1,000,000	*その他の収入*					
〇月〇日	10,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　一郎*	*無職*		
〇月〇日	15,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　二郎*	*農業*		
〇月〇日	20,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　三郎*	*商業*		
〇月〇日	12,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　一子*	*会社員*		
〇月〇日	30,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　花子*	*飲食業*		
〇月〇日	50,000	*寄附*	*〇〇県〇〇町〇〇番地*	*浅間　七子*	*無職*	*選挙事務所借上料 10,000円／日×５日*	*無償提供*

4　収入の部

月　日		金額又は見積額（円）	種　別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備　考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
計	寄附	137,000						
	その他の収入	1,000,000						
	計	1,137,000						
前回計	寄附							
	その他の収入							
	計							
総額	寄附	137,000						
	その他の収入	1,000,000						
	総　計	1,137,000						

参　考	*公費負担相当額（ポスター作成　149,000円、ビラ作成　25,140円）*

5　支出の部

月　日	金額又は見積額（円）	区　分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
(1)　人件費								
○月○日	75,000	選挙運動	人件費	○○県○○町○○番地	浅間　四郎	無職		15,000/日×５日
○月○日	60,000	選挙運動	人件費	○○県○○町○○番地	浅間　花子	無職		15,000/日×４日
(2)　家屋費								
○月○日	50,000	選挙運動	事務所借上料	○○県○○町○○番地	浅間　七子	無職	選挙事務所借上料10,000円／日×５日	無償提供
(3)　通信費								
○月○日	1,000	立候補準備	切手代●枚	○○県○○町○○番地	●●郵便局			
(4)　交通費								
○月○日	1,000	立候補準備	電車賃	○○県○○町○○番地	浅間　花子	飲食業		
(5)　印刷費								
○月○日	149,000	立候補準備	ポスター作成	○○県○○町○○番地	●●印刷	印刷業		
○月○日	25,140	同	ビラ作成	同	同	同		
(6)　食糧費								
○月○日	21,000	選挙運動	弁当	○○県○○町○○番地	キッチンK	飲食業		１人×３食×1,400円×５日

5　支出の部

月　日		金額又は見積額（円）	区　分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
計	立候補準備のための支出	176,140							
	選挙運動のための支出	206,000							
	計	382,140							
前回計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
総額	立候補準備のための支出	176,140							
	選挙運動のための支出	206,000							
	総　計	382,140							

５　支出の部

	項目	単価（A）（円）	枚数（B）（枚）	金額（A）×（B）＝（C）（円）
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	8.38	3,000	25,140
	ポスターの作成	1,000	149	149,000
	計			174,140

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

出納責任者　　住　所　*長野県北佐久郡軽井沢町大字〇〇△△番地□□*

氏　名　*長野　花子*

備　　考

１　収入の部においては、一件１万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件１万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件１万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。

２　収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。

３　収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他　の参考となる事項を記載することができるものとする。

４　支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。

５　支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。

６　精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額（円）	区　分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○月○日	50,000	*選挙運動*	*選挙事務所借上料*	*無償提供のため*
○月○日	75,000	*同*	*労務者報酬*	*無償提供のため*
○月○日	60,000	*同*	*同*	*同*
○月○日	149,000	*立候補準備*	*ポスター作成*	公費負担のため
○月○日	25,140	*同*	*ビラ作成*	*同*

1　令和９年１月２４日執行　　軽井沢町長選挙

2　公職の候補者　　氏名　*軽井沢　太郎*

3　出納責任者　　氏名　*浅間　花子*

振込明細書に係る支出目的書

支　出　の　費　目	支　出　の　目　的
文具費	*コピー用紙等事務用品*

1　　令和９年１月２４日執行　　軽井沢町長選挙

2　　公職の候補者　氏名　*軽井沢　太郎*

3　　出納責任者　　氏名　*浅間　花子*

備　考

1　支出の目的ごとに別葉とするものとする。

2　支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。